

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先）京都市知事		平成 23年 9月 28日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒 631-0021 奈良市鶴舞東町 2-16		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） サンクス京阪奈株式会社 代表取締役 岡田正弘 電話0742-44-3094					
主たる業種	コンビニエンスストア		細分類番号 5   8   9   1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第4号						
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	1店舗当りの CO2 排出量を、省エネ機器の導入・空調機器の温度管理の徹底・不要時の消灯の徹底・オープンケースの清掃の徹底等の活動により削減する。						
計画を推進するための体制	ISO 14001 の体制の中、上記取組を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,770.1 トン	2,750.1 トン	2,850.0 トン	2,850.0 トン	1.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,568.0 トン	2,750.1 トン	2,850.0 トン	2,850.0 トン	9.7 パーセント	
目標の根拠		店舗数の増加、カウンターでの商材の増加で総排出量は増加するが、省エネ機器の導入、不要時の消灯の徹底等で、1店舗当りの排出量を削減する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (排出量/店舗数/10)	4.75	4.82	4.75	4.60	-1.39 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		省エネ蛍光灯の調光システムの活用、オープンケースの清掃の徹底、空調機器の温度管理の徹底等で、1店舗当りの排出量を削減する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		10.0 セント	20.0 セント	20.0 セント	20.0 セント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	省エネ蛍光灯の調光システムの活用					
	(24)年度	新店への省エネ機器の導入、不要時の消灯の徹底					
	(25)年度	オープンケースの清掃の徹底、空調機器の温度管理の徹底					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	店長それぞれが日程を決めて、月 1回 ノーマイカーデーを実施					
	上記の措置を採用する理由	勤務同日の他店や奈良の本部への移動、急な残業対応等で厳しいが実施					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	美化推進事業団主催の清掃活動への参加、緑の募金(2010年 8~11月)						
特記事項	当社は「サークルサンクス」とは別会社で、サンクスの京都・滋賀・奈良 3府県限定で店舗展開を行っているエリアフランチャイジーです。商品の輸送につきましては、全て サークルサンクスの車両で賄っています。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。